

情 個 審 答 申 第 4 号
平成 23 年 6 月 7 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 17 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 22 年 7 月 22 日付け政指発第 231 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

熊本市行政区画の編成及び区役所の位置についての検討案のパブリックコメントにおけ
る文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

- | | |
|--------|--|
| 文書等の件名 | 1 行政区画の編成・区役所の位置についての意見公募制度遂行の法的根拠等のわかる資料 |
| | 2 パブコメ 4 項目目は、「熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱」第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとのことだが、この文章の何処が案件に合致しないのか、合致しないとした議論記録等法的根拠等の資料 |
| | 3 パブコメ 5 項目目も、「熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱」第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとのことだが、この文章の何処が案件に合致しないのか、法第 8 条第 1 項第 2 号に該当するのか？とする法的根拠等を議論した記録等とそのわかる資料 |
| | 4 パブコメ 6 項目目も、「熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱」第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとのことだが、この文章が案件に合致しないとする記述を列举し、その立証の根拠となる審議記録等のわかる資料 |

[諮問第 7 号]

別 紙

諮問第7号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、下記の文書のとおり4件を開示請求したことに對し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

- 行政区画の編成・区役所の位置についての意見公募制度遂行の法的根拠等のわかる資料（以下「本件文書Ⅰ」という。）
- パブコメ4項目目は、「熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱」第8条第1項第2号に該当することだが、この文章の何処が案件に合致しないのか、合致しないとした議論記録等法的根拠等の資料（以下「本件文書Ⅱ」という。）
- パブコメ5項目目も、「熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱」第8条第1項第2号に該当することだが、この文章の何処が案件に合致しないのか、法第8条第1項第2号に該当するのか？とする法的根拠等を議論した記録等とそのわかる資料（以下「本件文書Ⅲ」という。）
- パブコメ6項目目も、「熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱」第8条第1項第2号に該当することだが、この文章が案件に合致しないとする記述を列挙し、その立証の根拠となる審議記録等のわかる資料（以下「本件文書Ⅳ」という。）

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

6項目あったにも拘らず、1項目しか公表されていないのは面倒くさい、不作為、現行条例を理解できてない等の考えで、熊本市最重要課題の今後の熊本市発展の為の協働のまちづくり理念の理解の考慮欠落等々とは、とても思えない。何らかの法的根

拠に基づく喪失根拠と思われるので、「不存在」を取り消して開示していただきたい。

(2) 本件文書Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの存否について

私の意見の内容は特殊な現状・実情を訴えた意見であり、とても類似した文章があったとする解釈は、市政執行の暴挙と言わざるを得ない。

熊本市パブリックコメント制度実施要綱・業務執行行政の不名誉の挽回・回復のためにも、政令指定都市発足の市政環境欠落補填のためにも、「存在・根拠証拠」を提示・建議していただきたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

今回の案件に対するパブリックコメントは、諮問している「熊本市行政区画等審議会」より素案（5区、6区）が示され、住民生活にもかかわりのある案件であり、審議会から市長への答申の際の参考とするために実施したものである。

これ以外に遂行の理由はないことから、法的根拠等の分かる資料としては、文書不存在としたものである。

(2) 本件文書Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの存否について

本件文書Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの件に関しては、「熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱」第8条第1項第2号に該当するというので開示決定を行ったところであり、パブリックコメントの結果公表に関する決裁（室長決裁）はとったものの、決定に関しての審議記録等は残していないため、文書不存在としたものである。

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳについて

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは、次のとおりである。

ア 本件文書Ⅰは、行政区画の編成・区役所の位置についての意見公募制度遂行の法的根拠等のわかる資料

イ 本件文書Ⅱは、パブコメ4項目目は、「熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱」第8条第1項第2号に該当するとのことだが、この文章の何処が

案件に合致しないのか、合致しないとした議論記録等法的根拠等の資料

ウ 本件文書Ⅲは、パブコメ5項目目も、「熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱」第8条第1項第2号に該当することだが、この文章の何処が案件に合致しないのか、法第8条第1項第2号に該当するのか？とする法的根拠等を議論した記録等とそのわかる資料

エ 本件文書Ⅳは、パブコメ6項目目も、「熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱」第8条第1項第2号に該当することだが、この文章が案件に合致しないとする記述を列挙し、その立証の根拠となる審議記録等のわかる資料

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの存否について

本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳが存在しないとする実施機関の説明は前記4のとおりであり、いずれも十分に合理性を認めることができる。これに対し、申立人の主張は、いずれも実施機関が行った事務事業や判断についての不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められず、不存在であることに不合理性も認められない。

よって、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳはいずれも存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

| | | |
|---------|---|---------|
| 会 | 長 | 江 藤 孝 |
| 会長職務代理者 | | 荒 木 昭次郎 |
| 委 | 員 | 大 江 正 昭 |
| 委 | 員 | 高 木 絹 子 |
| 委 | 員 | 馬 場 啓 |

[参考]

審議会の審議経過

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|----------------|-------------------------------|
| 平成 22年 7月 22日 | 熊本市長から諮問を受けた。 |
| 平成 22年 8月 12日 | 実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。 |
| 平成 22年 8月 23日 | 異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。 |
| 平成 22年 12月 21日 | 諮問の審議を行った。 |
| 平成 23年 2月 16日 | 諮問の審議を行った。 |
| 平成 23年 3月 22日 | 諮問の審議を行った。 |
| 平成 23年 5月 9日 | 答申（案）の審議を行った。 |
| 平成 23年 6月 7日 | 答申（案）の審議を行った。 |